平成２１年（フ）第９０７号
高知県香美市土佐山田町楠目756番地４
債務者　小松　勇人
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９１６号
高知市塩屋崎町２丁目11番49号　千頭マンション２Ｆ東号室
債務者　弘瀬　清隆
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４９号
北海道岩内郡共和町梨野舞納1241番地
債務者　佐藤　美幸
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２１年（フ）第１７９号
岩手県陸前高田市米崎町字松峰59番地30　市営住宅松峰団地第49号、前住所岩手県陸前高田市広田町字羽根穴17番地２
債務者　佐藤美和子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第４５１号
福井市新田塚２丁目121番15号
債務者　兼子　哲也
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４７７号
福井県鯖江市御幸町３丁目10番Ｓ１―103号
債務者　池田　里美
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４８３号
福井県越前市高瀬町２丁目２番35号
債務者　中澤　昭三
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４８４号
福井市城東４丁目10番13号、旧住所東京都保谷市本町４丁目４番７号　塚本荘
債務者　馬渡　卓雄
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４８６号
福井市幾久町第２号24番地　県営住宅幾久団地３号館301号
債務者　清水あい子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３１１号
長野市大字富竹330番地１市住37号
債務者　宮坂　美信
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３８８号
長野県須坂市大字小山2661番地１
債務者　原　ひとみ
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３９６号
長野市北尾張部540番地４ハイカムール北尾張部Ａ―105、住民票上の住所長野市大字北尾張部105番地４
債務者　伊花　豊
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４０５号
長野市安茂里小市４丁目26番１―３号
債務者　砂川　由似
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４１３号
長野県中野市大字間山261番地３
債務者　山本　一葉
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４１５号
長野市大字北堀528番地３
債務者　若林　加代
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４１６号
長野市三輪５丁目12番703号
債務者　高橋　辰夫
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４１７号
長野市三輪５丁目12番703号
債務者　高橋みどり
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係